

令和7年度

# 静岡県男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞 募集案内



～積極的に取り組んでいる方や団体・事業所等を御推薦ください～

県では、平成14年度から、県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する積極的な取組を行っている個人、団体、事業所を表彰しています。

県男女共同参画課のホームページで、これまでに受賞された方々を御紹介しています。こちら是非参考にしてください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/jinkenpo/danjokyodo/1002463/index.html>



【令和6年度受賞者の皆様】

## ■ 男女共同参画推進の部（推薦のみ）

### ● 表彰の対象

- ・男女共同参画社会づくりに関し特に功績のある個人及び団体
- ・県内に居住又は県内に所在する事業所に勤務する個人・県内で活動する団体
- ・3年以上継続して活動していること

※ただし、同様の功績により過去に大臣表彰又は知事褒賞以上の表彰を受けているものは対象としない。

### ～表彰基準～

- ①男女の固定的な役割分担意識の是正に貢献、あるいは男女共同参画社会づくりに向けた気運の醸成に功績がある。
- ②従来女性(男性)の参画の進んでいない分野での活動で、社会に大きな影響を与えている。
- ③男女共同参画の視点を取り入れ、地域課題の解決に向けた実践的な取組を進めている。

### ～たとえば、こんな個人・団体～

- ①市町の条例や計画策定・推進に尽力
- ②地域で男女共同参画社会の実現に向けた活動を推進
- ③女性の社会参画を支援する活動(就業・キャリアアップ支援、子育て・介護支援など)を実施
- ④男性の地域活動や子育て・介護・家事への参画を支援する活動を実施
- ⑤女性または男性の参画が進んでいない分野での活躍
- ⑥まちづくり、観光、環境、防災等の分野で男女共同参画の視点を取り入れた活動で課題を解決

## ■ 女性の活躍推進事業所の部（推薦・自薦）

### ● 表彰の対象

- ・女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいる事業所
- ・県内に所在する事業所
- ・3年以上継続して活動していること

※ただし、同様の功績により過去に大臣表彰又は知事褒賞以上の表彰を受けているものは対象としない。

### ～表彰基準～

- ①女性の人材育成・登用を積極的に推進している。
- ②働く女性のための環境整備や男性の意識改革などに積極的に取り組んでいる。
- ③ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を積極的に推進している。

### ～たとえば、こんな事業所～

- ①女性を配置していなかった職種への計画的な配置や、管理職への積極的な登用を実施
- ②女性の能力開発のための研修制度の整備
- ③法を上回る育児・介護休業制度や、短時間勤務制度の整備
- ④学校や地域行事への参加奨励
- ⑤育児・介護のための退職者の再雇用制度や定年後の継続雇用制度の整備
- ⑥全従業員の働きやすい職場づくりに関する意識調査や研修の実施
- ⑦ひとり親家庭の父母を積極的に採用、勤務時間等にも配慮

## ■ チャレンジの部（推薦のみ）

### ● 表彰の対象

- ・起業、NPO法人での活動、地域活動等でのチャレンジ等、他の模範となるチャレンジを行っている個人・団体
  - ・県内に居住又は県内に所在する事業所に勤務する個人・県内で活動する団体
- ※ただし、同様の功績により過去に大臣表彰又は知事褒賞以上の表彰を受けているものは対象としない。

### ～表彰基準～

- ①他の女性が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルである。
- ②男女共同参画が進展している事例として人々に訴えかけるチャレンジである。
- ③チャレンジの結果、成功を収めている。
- ④従来女性の参画が進んでいない分野でのチャレンジである。
- ⑤今後も様々な分野で活躍することが期待できる。

### ～たとえば、こんな個人・団体～

- ①育児・介護の空白を経て、または子育て・介護の傍ら自らの夢にチャレンジ
- ②自らの生活の中から生まれたアイデアを実現
- ③女性の参画が進んでいない分野でのチャレンジ
- ④自己のチャレンジ体験を基に、これからチャレンジを始める女性を支援
- ⑤新たなチャレンジを通じて、活躍の場を拡大

## 推薦・応募方法等について

### 【推薦・応募方法】

- ・推薦書又は応募用紙に必要な事項を記入の上、郵送又はメールにて下記応募先まで提出してください。
- ・「女性の活躍推進事業所の部」の応募者は事業所調査票も提出してください。
- ・取組の分かる資料（新聞記事や広報記事）は可能な限り添付してください。
- ・応募書類は返却いたしません。また、内容について確認をさせていただく場合があります。
- ・様式は、県のホームページからも入手できます。



<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/jinkennpo/danjokyodo/1002463/1013691.html>

### 【推薦・応募できる方】

部 門	推薦できる方※	自薦の可否
男女共同参画推進の部	県、市町、しずおか男女共同参画推進会議加入団体 ※しずおか男女共同参画推進会議加入団体は3頁参照	
女性の活躍推進事業所の部		○
チャレンジの部	県、市町、しずおか男女共同参画推進会議加入団体、 関係団体	

### 【選考方法】

提出された書類の内容に基づき、選考委員会において選考を行います。なお、女性の活躍推進事業所の部については、応募（推薦）後、別途、具体的な取組内容等についてヒアリング調査等を実施し、その結果を選考の参考とします。

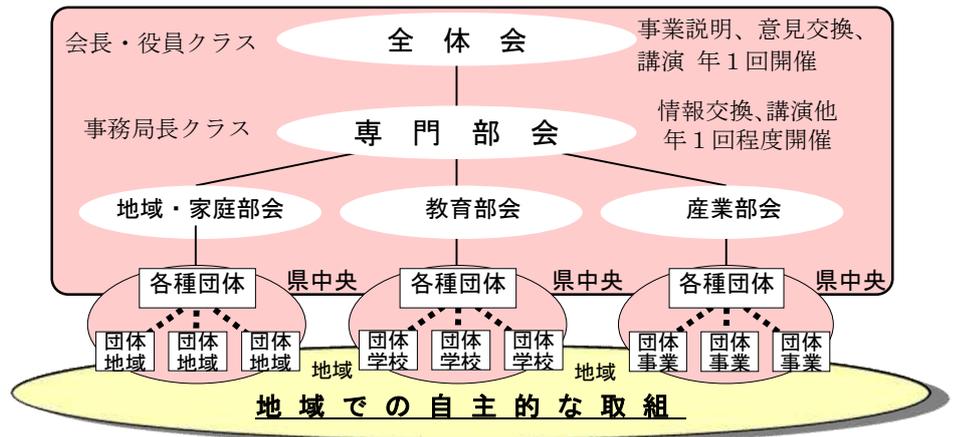
【応募期間】 令和7年3月3日（月）～4月24日（木）17時 必着

【表彰式】 7月下旬を予定 ※被表彰者には別途連絡いたします。

《応募・問い合わせ先》 静岡県くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課  
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6  
(電話番号) 054-221-2824 (FAX番号) 054-221-2941  
(E-mail) danjyo@pref.shizuoka.lg.jp

家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野における男女共同参画推進の取組を進めていくことを目的に、平成15年8月に設立しました。

現在、その趣旨に賛同する76の県域組織の民間団体からなるネットワーク組織として、加入団体や傘下団体の男女共同参画推進に向けて、自主的な取組を進めています。



- 【地域・家庭部会】(19)**
- 静岡県自治会連合会
  - 静岡県コミュニティづくり推進協議会
  - 特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター交流会議
  - SWOSの会
  - 一般社団法人静岡県子ども会連合会
  - 一般社団法人日本ボーイスカウト静岡県連盟
  - 一般社団法人ガールスカウト静岡県連盟
  - 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
  - 一般財団法人静岡県老人クラブ連合会
  - 静岡県民生委員児童委員協議会
  - 静岡県人権擁護委員連合会
  - 公益財団法人静岡県国際交流協会
  - 公益社団法人静岡県ひとり親福祉連合会
  - 公益財団法人静岡県消防協会
  - 静岡県地域活動連絡協議会
  - 一般社団法人静岡県助産師会
  - 特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
  - 認定非営利活動法人活き生きネットワーク
  - 公益財団法人静岡県労働者福祉基金協会

- 【教育部会】(17)**
- 公益社団法人静岡県私学協会
  - 静岡県私学保護者会
  - 一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
  - 静岡県私立幼稚園PTA連合会
  - 静岡県校長会
  - 静岡県PTA連絡協議会
  - 静岡県高等学校長協会
  - 静岡県公立高等学校PTA連合会
  - 一般社団法人静岡県保育連合会
  - 静岡県公立大学法人 静岡県立大学
  - 公立大学法人 静岡文化芸術大学
  - 国立大学法人 静岡大学
  - 一般社団法人大学女性協会静岡支部
  - 公益社団法人静岡県職業教育振興会
  - 一般社団法人国際女性教育振興会静岡県支部
  - 公益財団法人静岡県スポーツ協会
  - 静岡県教職員組合

- 【産業部会】(38)**
- 一般社団法人静岡県商工会議所連合会
  - 静岡県商工会連合会
  - 一般社団法人静岡県経営者協会
  - 静岡県中小企業団体中央会
  - 静岡県中小企業家同友会
  - 一般社団法人静岡青年会議所
  - 静岡県農業協同組合中央会
  - 静岡県漁業協同組合連合会
  - 静岡県森林組合連合会
  - 一般社団法人静岡県医師会
  - 一般社団法人静岡県歯科医師会
  - 公益社団法人静岡県病院協会
  - 公益社団法人静岡県看護協会
  - 公益社団法人静岡県薬剤師会
  - 一般社団法人静岡県社会福祉士会
  - 一般社団法人静岡県介護福祉士会
  - 一般社団法人静岡県公認心理師協会
  - 静岡県ホームヘルパー連絡協議会
  - 静岡県弁護士会
  - 静岡県社会保険労務士会
  - 東海税理士会静岡県支部連合会
  - 公益社団法人静岡県建築士会
  - 公益社団法人静岡県栄養士会
  - 日本労働組合総連合会静岡県連合会
  - 静岡県労働組合評議会
  - 商業組合 静岡県タクシー協会
  - 一般社団法人静岡県トラック協会
  - 一般社団法人静岡県バス協会
  - 一般社団法人静岡県建設業協会
  - 特定非営利活動法人静岡情報産業協会
  - 一般財団法人静岡県銀行協会
  - 一般社団法人静岡県信用金庫協会
  - 静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合
  - 静岡大型店・スーパーマーケット連絡会
  - 特定非営利活動法人世界女性会議ネットワーク静岡
  - 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部
  - 静岡県生活協同組合連合会
  - 静岡県環境保全協会

- 【共通】(2)**
- 静岡州市長会、静岡県町村会

様式 1

静岡県男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞推薦書【男女共同参画推進の部(個人)】

ふりがな 氏名		生年月日 (西暦)	年	月	日
住所	(電話番号 - - )				
職業		活動者としての現職			
経歴 (職歴等)					
賞罰	【表彰歴及び刑事罰歴がある場合には、必ず記載してください。】				
推薦理由	【表彰基準を参考に、男女共同参画の観点から具体的に記載してください。】				
記入者	氏名	所属部署	電話番号	- -	
			E-mail		
推薦者 (他薦の場合に 記入してください)	上記の個人を推薦します。 所在地: 団体名: 代表者(職・氏名):				

※1 推薦調書(別紙)を添付してください。

※2 功績顕著と認められる事項について、新聞や雑誌の記事等、参考となる資料がありましたら、添付してください

## 推 薦 調 書

〈男女共同参画推進の部(個人・団体)〉

- 各項目に記載されている内容を参考に、活動実績を具体的に記入してください。(別紙を添付していただいても構いません)
- 数値目標がある場合は、その達成度を記入してください。  
※できる限り、全ての項目について記入してください。

活 動 内 容	【男女の固定的な役割分担意識の是正に貢献した取組、あるいは地域・家庭・学校など社会の様々な分野において男女共同参画の気運を高める取組】
	【従来、女性（男性）の参画の進んでいない分野の活動】
	【まちづくり、観光、環境、防災等の分野における地域課題の解決に向け、男女共同参画の視点を取り入れた実践的な取組】
連 携	【様々な分野の行政や他団体等との連携した取組】
そ の 他	【広く社会に影響を与えた取組や、その他の評価できる取組】

様式 2

静岡県男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞推薦書【男女共同参画推進の部(団体)】

ふりがな 団 体 名		ふりがな 代 表 者 名		
所 在 地	〒  (電話番号      -      - )			
設立年月日 (西暦)	年      月      日	構 成 人 員	人 (うち女性      人、男性      人)	
設 立 目 的 沿      革				
賞      罰	【表彰歴及び刑事罰歴がある場合には、必ず記載してください。】			
推 薦 理 由	【表彰基準を参考に、男女共同参画の観点から具体的に記載してください。】			
記 入 者	氏名	所属部署	電話番号	-      -
			E-mail	
推 薦 者	上記の団体を推薦します。 所在地： 団体名： 代表者(職・氏名)：			

※1 推薦調書(別紙)を添付してください。

※2 定款、規約などの写しを添付してください。

※3 功績顕著と認められる事項について、新聞や雑誌の記事等、参考となる資料がありましたら、添付してください。

# 推薦調書

〈男女共同参画推進の部(個人・団体)〉

- 各項目に記載されている内容を参考に、活動実績を具体的に記入してください。(別紙を添付していた  
だいても構いません)
- 数値目標がある場合は、その達成度を記入してください。  
※できる限り、全ての項目について記入してください。

活動 内容	【男女の固定的な役割分担意識の是正に貢献した取組、あるいは地域・家庭・学校など社会の様々な分野において男女共同参画の気運を高める取組】
	【従来、女性（男性）の参画の進んでいない分野の活動】
	【まちづくり、観光、環境、防災等の分野における地域課題の解決に向け、男女共同参画の視点を取り入れた実践的な取組】
連携	【様々な分野の行政や他団体等との連携した取組】
その他	【広く社会に影響を与えた取組や、その他の評価できる取組】

**静岡県男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞(女性の活躍推進事業所の部)  
応募用紙(兼推薦書)**

事業所概要			
(ふりがな) 事業所名		設立年月日 (西暦)	年 月 日
代表者職氏名		宣言年月日 (西暦)	年 月 日
所在地	〒	電話番号	- -
担当部署 ・氏名		E-mail	
業 種		従業員数	人 (うち女性 人、男性 人)
業務概要			
受賞歴	【表彰歴がある場合には、必ず記載してください。】		
過去5年間における労働基準法・男女 雇用機会均等法違反事由の有無	無 ・ 有→内容( )		
応募理由・(推薦理由)(アピールポイント等)			
【表彰基準を参考に、女性活躍の観点から具体的に記載してください。】			
上記の事業所を推薦します。 ※事業所や従業員が自ら応募する場合は、記入の必要はございません。 所在地: 団体名: 代表者(職・氏名):			

※1 応募調書(兼推薦調書)(別紙)を添付してください。

※2 取組について、詳しく内容がわかる資料(規則や規程、新聞記事等)を添付してください。

## 応募調書（兼 推薦調書）

〈女性の活躍推進事業所の部〉

- 各項目に記載されている内容を参考に、活動実績を具体的に記入してください。（別紙を添付していただいても構いません）
- 数値目標がある場合は、その達成度を記入してください。  
※できる限り、全ての項目について記入してください。

<p>女性 の人材 育成・ 登用</p>	<p><b>【女性の人材育成・登用を推進するための取組】</b>                  （女性の管理職への登用の促進や女性の職域を広げるための取組、女性のスキルアップのための取組、その他ポジティブアクション（積極的格差改善措置）等）</p>
<p>職場 環境・ 意識 改革</p>	<p><b>【働く女性のための環境整備や男性の意識改革等の取組】</b>                  （業務改善による力仕事の軽減、育休復職者とその上司を対象とした復職セミナーや全職員を対象とした男女共同参画の研修の実施、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント防止体制の整備等）</p>
<p>ワー ク・ ライ フ・ バラ ンス</p>	<p><b>【働き方の見直し等、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図るための取組や、子どもを安心して産み育てられる環境づくり】</b>                  （育児・介護休業制度の活用、学校や地域行事への参加奨励、時間外労働の削減、柔軟な働き方を可能とする制度の活用、事業所内保育所等）</p>
<p>総 合</p>	<p><b>【上記の取組を実施した上での成果や、その他評価できる取組】</b>                  （女性管理職割合の増加、生産性の向上、従業員の意識の変化、ひとり親家庭の人の積極的な採用等）</p>

## 静岡県男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞推薦書【チャレンジの部】

【個人の場合】		【団体の場合】		
ふりがな 氏名		ふりがな 団体名		
生年月日 (西暦)	年 月 日	ふりがな 代表者名		
職 業		設立年月日 (西暦)	年 月 日	
活動者とし ての現職		構成人員	人 (うち女性 人、男性 人)	
自宅住所 もしくは 所在地	【個人の場合:自宅住所、団体の場合:団体の所在地】	電話番号	— —	
		E-mail		
経 歴 (職歴等) もしくは 設立目的 (沿 革)				
推薦理由	【表彰基準を参考に、男女共同参画及び女性のチャレンジの観点から具体的に記載してください。】			
賞 罰	【表彰歴及び刑事罰歴がある場合には、必ず記載してください。その場合、表彰年度及び名称等を正確に記載してください。】			
記 入 者	氏名	所属部署	電話番号	— —
			E-mail	
推 薦 者	上記の個人・団体を推薦します。 所在地: 団体名: 代表者(職・氏名):			

※1 推薦調書(別紙)を添付してください。

※2 候補者の実績について、新聞・雑誌の記事等、参考となる資料がありましたら、添付してください。

# 推 薦 調 書

〈チャレンジの部〉

- 各項目に記載されている内容を参考に、活動実績を具体的に記入してください。(別紙を添付していただいても構いません)
- 数値目標がある場合は、その達成度を記入してください。  
※できる限り、全ての項目について記入してください。

ロールモデル度	【他の女性が自らも「チャレンジしたい」と意欲を向上させる身近なロールモデルであるか】
アピール度	【男女共同参画が進展している事例として人々に訴えかけるものであるか】 (女性が政策・方針決定過程に参画し活躍しているか。そのためにどのようなスキルアップ、エンパワーメント(力をつけること)を行ったか。)
先駆性	【従来女性の参画が稀であった分野へのチャレンジであるか】
成功度	【チャレンジの結果、どの程度成果を上げたか】
将来性	【今後も様々な分野で活躍することが期待できるか】 (行政や他団体との連携や協働。雇用の促進やチャレンジ環境の整備など社会的効果への期待。社会の流れに即しており、発展性がある。等)